

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

指定施設 所在地
病院(施設)名
病院(施設)長名

不在者投票指定病院（施設）の閉鎖（辞退）届

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票のできる病院（施設）として指定されている本病院（施設）について、下記により閉鎖（辞退）する旨届け出ます。

記

閉鎖(辞退)年月日	年 月 日
参 考 事 項 等	

備考 病院（施設）長本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，病院（施設）長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。